

スマートエネルギー住宅普及促進設備導入支援事業取扱要領

(2019 年第一期)

一般社団法人スマートエネルギー住宅普及促進協会

第 1 趣旨

本法人は、本法人会員を通じ、本法人が定める対象商品を住居に設置する場合の費用について、予算の範囲内において補助金を支給するものとし、その支給に関しては、この取扱要領の定めるところによる。

第 2 定義

- (1) この取扱要領において、対象商品とは本法人が第 3 にて定めた対象商品（以下、「システム」という。）のことをいう。
- (2) この取扱要領において「補助事業者」とは、日本国内に所在する住居にシステムを設置する事業を行う者で、且つ、本法人会員を通じて設置した者のことをいう。
- (3) この取扱要領において「住居」とは、住居の用途に供する建築物又は住居の用途に供する予定の建築物をいう。この場合において、店舗、事務所等と兼用する住居は、「住居」に該当するものとする。

第 3 補助の対象及び補助率

補助金は、補助事業者に交付するものとし、補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象

ア 補助対象システム

補助対象システムは、次に掲げるシステムとする。

- ① 住宅用太陽光発電システム
- ② 定置用蓄電システム
- ③ 高効率型エコキュート
- ④ スマートエネルギー住宅加算（①＋②を同時に設置した場合）
- ⑤ 上記システムは何れも未使用であること

イ 補助対象経費

補助事業者において補助対象システムを設置する事業(以下「補助事業」という。)に要する費用であって別表に掲げるものをいう。

ウ 補助事業者

補助事業者は、個人(個人事業主を含む。)、法人又は建物区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 25 条第 1 項に規定する管理者に該当する者とする。

第 4 交付の申請

- (1) 補助事業者は、2019 年 6 月 30 日までに、次の(2)に定める書類を添えて本法人代表理事(以下、「代表理事」という。)に「スマートエネルギー住宅普及促進設備導入支援補助金交付申請書(様式第 1 号)」を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする者は、(1)の補助金交付申請書に添付して次に掲げる書類(各 1 部)を提出するものとする。
 - ア 補助対象システムの購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し
 - イ 住民票住所と対象設備の設置住所が異なる場合及び店舗等併用住宅の場合にあっては、土地・建物の登記簿謄本の写し
 - ウ その他代表理事が必要と認めるもの
- (3) 代表理事は、予算の範囲内において、補助金の交付を希望する者を募集するものとする。
- (4) 代表理事は、(1)の補助金交付申請書の提出があった場合は、第 3 に定める補助金の 交付要件に適合すると認められるもののうちから、先着順に受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあっては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。
- (5) 代表理事は、受け付けた補助金申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、(1)の受付期間にかかわらず、補助金申請の受け付けを停止するものとする。この場合、予算の限度を超えた受付日をもって申請の受け付けを停止するとともに、その翌日の受付日以降の補助金申請書は受理しないこととする。また、予算の総額を超えた日の補助金申請書の中から抽選を行い、申請の受け付けを決定するものとする。
- (6) 受付期間、申請方法等に係る手続きの詳細は、別に定める。

第 5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(1 件当たりの取得価格が 50 万円以下の機械及び器具を除く。)については、減価償却資産の耐周年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐周年数等に相当する期間(同省令に定めがない財産については、代表理事が別に定める期間)内において、代表理事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 補助事業者が代表理事の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があった 場合には、その収入の全部又は一部を本法人に納付させることがあること。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、 事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (5) 代表理事は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。

- (6) 代表理事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ア 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) (6)の規定により補助金の交付を取り消した場合には、補助事業者に対し期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金を返還させることができること。
- (8) 代表理事は、補助事業者に対し、必要に応じて促進事業に関する資料の提供について協力を求めることができること。

第 6 補助金の交付等

- (1) 代表理事は、補助事業者の補助金交付申請書を受理した後、その内容を審査し、これを適正と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助事業者に通知する。
- (2) 代表理事は、(1)の通知後に補助事業者に対し補助金を支払うものとする。
- (3) 手続代行者
 - ア 補助金の交付申請を行う者は、工事請負契約により補助対象システムを設置した者又は補助対象システムを販売した者に対して別に定める補助金交付申請の手続きの代行を依頼することができる。
 - イ アの規定により手続きの代行を依頼された者(ウにおいて「手続代行者」という。)は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、この手続きを通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57)に従って取り扱うものとする。
 - ウ 代表理事は、手続代行者がアに規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じ調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、指定する期間、代行を認めないことができるものとする。

第 7 事業の承継及び財産の処分

- (1) 補助事業者から相続、財産分与等により補助対象システムの所有権を取得した者は、当該事項を明らかにした登記簿その他の書類を代表理事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、代表理事に取得財産処分承認申請書(様式第 2 号)を提出し、その承認を受けなければならない。

第 8 雑則

- (1) 個人情報に関する事項 本法人が補助金の交付業務に関して補助事業者から取得した個人情報はスマートエネルギー住宅普及促進設備導入支援事業に係る業務及び本法人業務以外には利用しないものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、スマートエネルギー住宅普及促進設備導入支援事業に係る補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

第 1 施行日

この取扱要領は、2017 年 8 月 1 日から施行する。

第 2 補則

2017 年 4 月 1 日から 2017 年 7 月 30 日までの間に、本法人協会会員を通じて本法人対象商品を設置しようとし、スマートエネルギー住宅普及促進設備導入支援事業の申請を未だしていないシステムについては、申請を行うことでこの事業の補助金の対象とすることができる。

別表(第 3 (1) 関係

補助対象となる項目

① 住宅用太陽光発電システム

太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)※ その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器) 設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)

② 定置用蓄電システム

定置用蓄電システム、架台、※ その他必要とされる付属機器並びに設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)

③ 高効率型エコキュート

ヒートポンプユニット、貯湯ユニット、架台、※ その他必要とされる付属機器並びに設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)

④ スマートエネルギー住宅加算

①および②を同時に設置した場合の特別加算額